

**西胆振行政事務組合「火葬場整備事業」に関する
基本構想（案）及び基本計画（案）
に対する住民意見公募（パブリックコメント）の結果**

「西胆振行政事務組合「火葬場整備事業」に関する基本構想（案）及び基本計画（案）」
に対する住民意見公募結果について、ご意見と回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	西胆振行政事務組合「火葬場整備事業」に関する 基本構想（案）及び基本計画（案）		
募 集 期 間	平成30年11月1日（木）から11月30日（金）まで（30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	11 件 （ 3 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	1 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	10 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		3 名
	郵送		名
	ファクシミリ		名
	直接持参（担当課窓口・意見投函箱）		名
お 問 い 合 わ せ 先	◎伊達市経済環境部環境衛生課（第2庁舎2階） （西胆振行政事務組合衛生部衛生課） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線548） F A X 番号 : 0142-23-1084 Eメール : kankyo@city.date.hokkaido.jp		

住 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>高齢化に伴い、火葬場の利用・拾骨までの待機を行なう人間が「初見でもわかりやすい」事を、より一層重視する必要性を感じます。これまでは、経験豊富な地域の人間(自治会員・葬儀社のスタッフ)がリードを出来ていた事実を考慮して頂きたいと考えます。新設されるに伴って、その知識が零になった時、咄嗟の事態でのリード役が火葬場職員であるのか、それとも他の人材であるのかによって、配置人数が変わる事が考えられます。</p> <p>上記の内容によって、余分な人件費をかけるためにも、施設内の案内表示等の設置位置の熟考(高齢者等が単独で理解できる為の貼付け位置・目線の高さ含め)を提案致します。</p>	<p>【 その他 】 施設内の諸室に関する案内表示物等に関しては、見易さ、高さなど、ご意見にあるような点を考慮し設置いたします。</p>
	1-2	<p>前面を窓張りにするなどの開放的な作りは素晴らしいと感じています。逆に、前面以外の箇所は、出来る限り外部から見えないような配慮や遮光性への配慮がある方が良いでしょう。①火葬場では飲食や清掃が頻繁に行なわれるため、目に触れたくないものを遮断するため。②眠りたい人もいる事から、遮光性や防音性を重視するため。</p>	<p>【 その他 】 待合室の窓に関しては、施設の外から内部が見えないようなものにし、遮光についても配慮する考えです。</p>
	1-3	<p>「火葬場を利用する親族が利用する動線」以外に、「火葬場を利用する親族以外の職員や手伝いの方が利用する動線」も考慮して頂きたいです。待合ロビー側のスペースにも、ゴミの片付け等のため、屋内と屋外を移動する関係者用出入口等がある方が良いでしょう。</p>	<p>【 その他 】 今後、詳細な設計を行ってまいります、ご意見にあるような動線等についても検討いたします。</p>
	1-4	<p>キッズスペースが屋内にあると、静かではない待合室になる事を危惧して頂けると幸いです。上記でも申し上げた様に、眠りたい人もいれば、深い悲しみに暮れている人もいらっしゃるはずで、実際、子供は普通、外に遊びに行く様に感じます。</p>	<p>【 その他 】 本整備事業においては、小さなお子様連れの利用者にも配慮し、キッズスペースを設ける計画としていますが、壁のある個室とし、他の利用者にも配慮したものとする考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

住 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
	1-5	現在、火葬場職員が当日利用される親族人数、宗派などを葬儀社に電話で確認しております。ケアレスミス防止のためFAXでの伝達にしていきたい。	<p>【 その他 】</p> <p>新火葬場においてはFAXを設置する予定です。</p>
	1-6	現在の火葬場の待合室の利用人数は控室約36席・ロビー約10席対応です。3件同時利用でそれぞれの親族の人数が多い場合には、お食事する場所が無い場合があります。上記をふまえてもう1部屋増設するか、大人数の利用の場合に食事ができる場所の確保(テーブル、椅子等の設置)をお願いします。	<p>【 その他 】</p> <p>待合室を増設する考えはありませんが、今後、詳細な設計・整備を行っていくにあたり、可能な限り席数についても配慮いたします。</p>
	1-7	火葬場を利用されたお客様が不要となった、生ゴミ、燃えるゴミ、燃えないゴミなどは伊達火葬場のほうで分別・廃棄を改めてほしい。 また、現在の火葬場では、湯のみや座布団、テーブル出しなどの諸準備、お茶入れ、使用後の片付け、洗い物、部屋の清掃等、待合室に関する事は全て利用者側が行うこととなっておりますが、新しい火葬場を運営するに当たっては、それらのサービスについても火葬場職員が業務として行うか、又は、利用者側が行うならば、利用にあたってのルールを明確にし、わかりやすく掲示したり、手間のかかる急須式ではなく、専用ポットを置くなど、利用する遺族や手伝いの方が利用しやすい施設となるような配置や配慮、運営方法の検討をお願いしたい。 ※上記意見は、近隣市の火葬場の運営を参考にしております。	<p>【 その他 】</p> <p>ご意見にあるとおり、他自治体の火葬場においては、火葬料金の他に、別途待合室(控室)の使用料を設け、ご意見にあるようなサービスを提供している例もありますが、現在の伊達市火葬場においては、待合室等には使用料を設けておらず、諸物品の使用や片付け等に関しては、利用者側が行うこととなっております。 火葬料金やその他使用料、運営方法や施設の使用ルール等の詳細については、運営経費・維持管理費等を考慮し今後検討・決定してまいります。検討にあたっては、ご意見の内容・趣旨を参考とさせていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

住 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	<p>【遺族控え室について】</p> <p>30人収容のお部屋が3部屋とありますが、内2部屋は稼動間仕切りだと多目的に利用できるのではと考えます。</p> <p>また全て畳敷きだと、お年寄りとかが困るので、2/3は洋間でイス席・1/3が畳敷きだと良いのではと思います。イメージ図では、全て畳敷きのように見えます。昨今、飲食店でも掘りごたつやイス席の要望が多くなってきています。待合室のイス等がその役目を担っているのでしたら、控え室毎にセパレートされていなければ意味がありません(今の伊達火葬場の形を踏襲するの)?</p> <p>控え室前(控え室ホール)のイス席は、休憩用と割り切る必要があります。食事をする控え室と、休憩するホール内イス席は用途を分ける、もしくは明確に区分することを希望します。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>ご意見のとおり、3室のうち2室は移動間仕切りにより、広い1室とできるようにする考えです。また、椅子席と畳敷きを併設し、畳敷きスペースにおいては、気分が悪くなったり仮眠したい方などが横になれるようにする考えです。</p> <p>なお、基本的に食事は待合室で摂っていただくようにする考えですが、遺族の人数によっては待合室の席数では不足することもあり得ますので、待合ホールについては、状況に応じて使えるようなものとする考えです。</p>
	2-2	<p>【キッズスペースについて】</p> <p>キッズスペースを配置されるのであれば、集骨室からできるだけ離す配慮が必要だと思います。</p>	<p>【 既登載 】</p> <p>キッズスペースについては、ご意見のとおり収骨室から離れた場所に設置する考えです。</p>
	2-3	<p>【焼却炉の設置について】</p> <p>肢体や胞衣産わい物専用の焼却炉、および動物用焼却炉設置の有無について、それぞれ1基の焼却炉が必要と思われますが、その設置は検討されていますか? 肢体や胞衣産わい物の現在の処理状況が不明ですが、火葬炉を使うのに抵抗感を感じる市民も少なくないはずで、専用炉の必要性はないのでしょうか?</p> <p>動物用炉は、近年のペットブームを踏まえて必要と感じます。またペット用合葬墓をどこかに設置できれば、市民も困らないのではないのでしょうか?(もちろん有料で)</p> <p>市民サービスの一環としてご検討ください。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>肢体、胞衣・産わい物(あと産類)に係る利用は年間数件程度となっており、いずれの火葬(焼却)も火葬炉を使用しております。基本構想の「5 火葬場整備にあたっての基本方針(コンセプト)」にあるとおり、本整備事業においては、将来負担に影響を与えるような設備を可能な限り設置しない考えで進めており、ご意見にあるような専用の焼却炉を別途設置する考えはありません。</p> <p>また、近年、民営の動物炉(ペット炉)が無い地域等において、火葬場に動物炉を併設している施設がありますが、胆振西部地域に民営のペット火葬施設が既にあること、動物炉の整備には火葬炉増設と同程度の多額のコストがかかること等から、本整備事業においては、動物炉は設置しないこととしております。</p> <p>なお、ペットに関する公共サービスが将来的に必要な際には、1市3町による共同事業とするか否かも含め、本整備事業とは別に検討すべき事項であると認識しております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既登載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 その他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

住 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	<p>西胆振行政事務組合「火葬場整備事業」に関する基本構想(案)および基本計画(案)に対する意見をさせていただきます。</p> <p>結論から言わせていただくと、炉前を3つに区切り、炉前をそのまま収骨室にするのが一番効率よく炉を回せる方法と考えます。</p> <p>資料4ページ1及び5ページ3の設計ですが、収骨室を別に作っても火葬台は非常に大きく重量があり、収骨室に移動するのは非常に大変で、壁にぶついたりメンテナンス費用がかかるようになると思います。</p> <p>それなら炉から出してすぐ拾えるほうが効率も良く拾えますし、区切ってあれば他の家族が収骨中でも炉の掃除が行え、2巡目の家族も待機時間がなく火葬を行え、合理的に運用できるようになります。</p> <p>告別室は特にボトルネックになることはなく、2つも必要ありません。一番のボトルネックは、収骨時間の重複と、炉の掃除です。これから死亡件数が2030年まで増え続けることを考えると、3つの釜での効率的な運用が必要だと考えます。このままの仕様で作成すると、最終火葬時間が14時になってしまいます。とても現実的な葬儀の時間ではありません。</p> <p>是非とも設計の再考をお願いいたします。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>現在の伊達市火葬場においては、炉前の供用スペースにおいて収骨を行っており、収骨・掃除等が終了するまでは、次の火葬ができない構造となっております。</p> <p>収骨までの一連を効率よく行い、2巡目以降の火葬をスムーズに行えるような施設にする必要があることはご意見のとおりですが、本基本計画(案)では、収骨を行っている最中に次の火葬の準備等が可能となるように、収骨室を独立して設ける配置・構造となっておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、基本計画(案)において、告別室2室との記載になっておりますが、うち1室は、状況に応じて収骨室としても利用できるような考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの